

令和 7 年 8 月 1 日
特別区長会

特別区区民葬儀における助成制度の創設について

特別区は令和 8 年度から当面の間、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場を利用した区民を対象とする、23区共通の助成制度を創設します。

助成額及び助成手続き等制度の詳細については、令和 8 年度予算編成の中で検討し、後日改めて公表します。

1 特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）とは

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀です。終戦後、都民の低所得者に対し低廉な価格により葬儀が行えるよう「都民葬儀」として運営が始まり、現在は「区民葬儀」として、民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者の協力により行われています。

区民葬儀券は、各区役所の交付窓口で発行し、利用者は区民葬儀券〔祭壇券、霊柩車券、火葬券（遺骨収集容器を含む）の3区分〕の区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせて利用することができます。

なお、区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱えません。

2 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者のうち、火葬券の利用先である、特別区内で6か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を公表[※]しました。

また、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、総合的に判断しました。

※ 令和 6 年 12 月、東京博善株式会社から特別区に対し、区民葬儀事業の運営について、見直しの提案がありました。その後、協議の結果、同社は令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取扱いを取り止めることとなりました。

また、同社は、区民葬儀の取扱いを取り止めることに伴う差額分を、火葬料金の値下げとして利用者へ還元する意向を示しています。

3 助成期間

令和 8 年度から当面の間

4 助成内容

区民葬儀の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民営火葬場（区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民営火葬場）を利用した区民に対し、助成を行います。

5 助成額及び助成手続き等制度の詳細

令和8年度予算編成の中で検討し、後日改めて公表します。

6 火葬場のあり方に係る特別区の取り組み

現在、特別区内には、9か所の火葬場が設置されており、このうち7か所は民間企業が経営しています。いずれの火葬場も「墓地、埋葬等に関する法律」の制定以前に開設された火葬場であり、特別区の区域においては、明治時代から、民間による経営・管理が行われてきた歴史的な経緯があり、現在に至っています。

特別区はこれまでも必要に応じ、特別区内で火葬場を経営する民間企業に対して、適正な火葬場の経営・管理について要請し、同法第18条の規定に基づく検査等を実施しています。

令和6年8月には、特別区内の民営火葬場経営における永続性・非営利性の確保を目的に、国に対して、制度改正を要請しました。

今後も、特別区の区域における火葬場のあり方について、引き続き検討するとともに、必要に応じて国への要請等も行っていきます。

特別区のこれまでの取り組み状況については、特別区長会ホームページをご参照ください。

・ https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/sonota_kotsudo.html

【参考】特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

・ 会長：吉住 健一（新宿区長）

・ 事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3丁目5-1 東京区政会館19階）

【連絡先】

特別区長会事務局 環境衛生担当課長 広田 史憲
電話 5210-9560（直通）